

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び直近の物価高騰の影響によりその継続に支障が出ている、地域のボランティア等が実施する高齢者の居場所やケアラー支援の場（高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラーズカフェ）等の活動を支援するため、神奈川県が予算の範囲内で「高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金」（以下「協力金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 協力金の支給対象とする者は、神奈川県内に活動拠点を置く福祉関係のボランティア団体等（任意団体を含む。）のうち、次の各号のいずれかの活動を実施している団体とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて、当該活動を実施している団体は、対象外とする。

(1) 高齢者の通いの場

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指した、介護予防事業に資する住民主体の活動。

(2) 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合うための活動。

(3) 老人クラブ

平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づく団体活動。

(4) ケアラーズカフェ

介護者（ケアラー）同士の交流・息抜き・情報収集等のための居場所・たまり場運営の活動。

(支給要件)

第3条 協力金は、前条各号に掲げた活動の種類ごとに、次の要件を全て満たす場合に支給する。

(1) 高齢者の通いの場

- ① 令和4年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで活動を継続しており、活動1回あたりの65歳以上の参加者が平均10名以上であること。
- ② 令和4年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月4回以上活動していること。

- ③ 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した高齢者居場所づくり等支援を行うこと。
- ⑤ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ⑥ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑦ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(2) 認知症カフェ

- ① 令和4年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで活動を継続しており、活動1回あたりの認知症の方ご本人の参加者が平均2名以上であること。
- ② 令和4年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月2回以上活動していること。
- ③ 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した高齢者居場所づくり等支援を行うこと。
- ⑤ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ⑥ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑦ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(3) 老人クラブ

- ① 令和4年4月1日以降に友愛チームの活動があること。
- ② 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した高齢者居場所づくり等支援を行うこと。
- ④ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ⑤ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑥ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(4) ケアラーズカフェ

- ① 令和4年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで活動を継続しており、活動1

回あたりの介護者（ケアラー）の参加者が平均2名以上であること。

- ② 令和4年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月2回以上活動していること。
- ③ 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した高齢者居場所づくり等支援を行うこと。
- ⑤ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ⑥ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑦ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

（協力金の支給額）

第4条 協力金の支給額は、第2条各号に掲げる活動の種類・実施数に関わらず1団体あたり12万円とし、予算の範囲内で支給するものとする。

（支給申請）

第5条 協力金の支給を申請しようとする者は、e-kanagawa 神奈川県電子申請システムで次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金支給申請書（第1号様式）
- (2) 神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金活動計画書（第2号様式）
- (3) 神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金口座振込依頼書
- (4) 誓約書
- (5) 役員等氏名一覧表
- (6) 活動実態がわかる資料（定款、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等）

（協力金支給の決定及び通知）

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、協力金を支給することを決定した場合は、神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金支給決定通知書（第3号様式）により、協力金を支給しないことを決定した場合は、神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金不支給決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

（協力金の支給）

第7条 知事は、前条により協力金の支給決定を受けた者に対して、通知した日から起算し

て30日以内に協力金を支給するものとする。

(活動実施報告)

第8条 支給決定を受けた者は、協力金の支給を受けた日から起算して60日以内に神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金活動実施報告書(第5号様式)により知事に報告しなければならない。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、協力金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ協力金の支給を受けようとする者又は協力金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報情報の本人の同意を得るものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、協力金の支給決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、協力金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定を受けた者が、第8条の規定による活動実施の報告を行わなかったとき。
- (2) 支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (3) 支給決定を受けた者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

(協力金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに協力金を支給しているときは、知事が別に定める期日までに、支給した協力金の全額又は一部

を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第12条 その他、協力金の支給に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地
団体名
代表者名

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金 支給申請書

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金の支給を受けるため、次のとおり申請します。

1. 申請情報

団体名	
団体代表者氏名	フリガナ
	氏名
担当者連絡先	担当者氏名 担当者氏名（フリガナ） 電話番号 メールアドレス
団体種別	
活動形態	
協力金の使用用途	
前月までの活動1回あたり 平均参加人数（※1） 【高齢者の通いの場、認知症 カフェ、ケアラーズカフェ】	
前月までの毎月活動回数 （※2） 【高齢者の通いの場、認知症 カフェ、ケアラーズカフェ】	
友愛チームの活動の有無 【老人クラブ】	

※1 高齢者通いの場は65歳以上、認知症カフェは認知症の方ご本人、ケアラーズカフェはケアラー（介護者）の平均参加人数。

※2 高齢者通いの場は毎月4回以上、認知症カフェとケアラーズカフェは毎月2回以上必要。

2. 活動の概要

活動名称		
活動開始年月		
活動拠点		
直近の活動 1	日付	
	活動場所	
	活動内容	
直近の活動 2	日付	
	活動場所	
	活動内容	

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地
団体名
代表者名

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金 活動計画書

活動名称		
活動計画 1	日付	
	活動場所	
	活動内容	
活動計画 2	日付	
	活動場所	
	活動内容	

高福第 号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金 支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあった神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金（以下「協力金」という。）については、審査の結果、支給することとしましたので、通知します。

1 対象活動 申請のとおり

2 協力金の支給額 円

高福第 号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金 不支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあった神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金（以下「協力金」という。）については、審査の結果、不支給とすることとしましたので、通知します。

不支給の理由



令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住所
団体名
代表者名

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金 活動実施報告書

令和 年 月 日付け高福第 号をもって支給決定を受けた上記協力金に係る活動について、別添のとおり写真を添えて報告します。

活動1	日付（年月日）	
	活動場所	
	参加人数（名）	
	活動内容	
活動2	日付（年月日）	
	活動場所	
	参加人数（名）	
	活動内容	

※活動時の写真をメールに添付して送付してください。